

九州大学基幹教育院規則

平成23年度九大規則第55号
制定：平成23年 9月30日
最終改正：令和 6年 3月28日
(令和5年度九大規則第37号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第7条の2第2項の規定に基づき、基幹教育院（以下「教育院」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教育院は、九州大学の多様な知を活用し、学部教育の初期段階から学部を卒業し、又は大学院を修了した将来においても、自律的に学び続けることのできる人間を育てるために必要となる教育手法、授業及びカリキュラムに係る開発、発信及び普及並びにリベラルサイエンス教育及び各種データに基づく教育改革の推進等を行うことを目的とする。

(部門等)

第3条 教育院に、次に掲げる部門を置く。

人文社会科学部門
自然科学理論系部門
自然科学実験系部門

2 学則第17条の2第1項の規定に基づき、教育院に、教育支援技術室を置く。

(業務)

第4条 教育院は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基幹教育を中心とした教育課程及び教育手法等の開発並びに教育成果の調査及び分析等に関すること。
- (2) 基幹教育科目及び大学院基幹教育科目の具体的な企画及び運営の統括に関すること。
- (3) 授業開発や教育手法の改善、教育に関する職能開発のFD及び人材養成プログラムの開発等に関すること。
- (4) 教育、学習に関連する各種データに基づく教育改革の推進に関すること。
- (5) 基幹教育における実験及び実習の実施に係る技術支援に関すること。

(教育院長)

第5条 学則第25条の規定により、教育院に、教育院長を置く。

(副院長)

第6条 学則第25条の規定により、教育院に、副院長を置く。

(部長)

第7条 第3条第1項の各部門に部門長を置き、教育支援技術室に室長を置く。

2 部門長及び室長は、教育院の専任の教員のうちから教育院長が指名する者をもって充てる。

(教授会等)

第8条 学則第31条の規定により、教育院に、教授会を置く。

第8条の2 教育院に、学則第12条の2に規定する共同利用の実施に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 教育院に関する事務は、事務局各課等及び各部局事務部の協力を得て、学務部基幹教育・共創学部課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育院の運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、教育院長が定める。

附 則

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

- 2 九州大学高等教育開発推進センター規則（平成18年度九大規則第4号）は、廃止する。
 - 附 則（平成23年度九大規則第139号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成24年度九大規則第52号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第11号）
この規則は、平成25年7月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第113号）
- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から全学教育科目を履修する学生が在学しなくなるまでの間におけるこの規則による改正後の九州大学基幹教育院規則第4条の規定の適用については、同条中「基幹教育」とあるのは、「基幹教育及び全学教育」と、「基幹教育科目」とあるのは、「基幹教育科目及び全学教育科目」とする。
 - 附 則（平成26年度九大規則第38号）
この規則は、平成26年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第73号）
この規則は、平成27年1月22日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第126号）
この規則は、平成27年3月23日から施行する。
 - 附 則（平成28年度九大規則第19号）
この規則は、平成28年9月1日から施行する。
 - 附 則（平成29年度九大規則第107号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成30年度九大規則第2号）
この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
 - 附 則（令和元年度九大規則第36号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和3年度九大規則第16号）
この規則は、令和3年5月1日から施行する。
 - 附 則（令和5年度九大規則第37号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。